

琉球大学学術リポジトリ

肢体不自由特別支援学校における地域支援に関する 一考察：特別支援学校のセンター的役割に着目して

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部附属発達支援教育実践センター 公開日: 2018-05-29 キーワード (Ja): 肢体不自由, センターの役割, 地域支援 キーワード (En): 作成者: 城間, 園子, 緒方, 茂樹, Shiroma, Sonoko, Ogata, Sigeki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/41165

肢体不自由特別支援学校における地域支援に関する一考察

—特別支援学校のセンター的役割に着目して—

城間 園子¹ 緒方 茂樹²

A Study on Regional Support in Schools for the Physically Challenged

—Focusing on the central role of special support schools—

Sonoko SHIROMA¹ Sigeki OGATA²

抄 録

インクルーシブ教育システム構築を促進していくためには、これまでの特別支援教育の推進のための特別支援学校のセンター的役割を一層充実させなければならない。そのためには域内の小中高等学校の特別支援教育に関する現状と課題を把握し、ニーズを明確にした上でのセンター的役割の再構築を図ることは重要である。本稿では肢体不自由教育が必要な小中学校の児童生徒の現状を、肢体不自由特別支援学級数や在籍者数、沖縄県内の特別支援学校への相談状況及び肢体不自由教育に関する相談内容等から分析を行い、肢体不自由特別支援学校のセンター的役割について検討を加えた。共生社会の実現のため肢体不自由特別支援学校が域内での中核的な存在として特別支援教育を推進していくためには、肢体不自由に関する障害特性への理解、教育資源を活用した支援体制の整備を図ることが要求されており、そのためには肢体不自由特別支援学校全ての教職員の専門性の向上とセンター的役割を機能させるためのシステムの構築が必要不可欠となる。

キーワード：肢体不自由 センター的役割 地域支援

1. はじめに

平成19年障害者の権利に関する条約に署名後¹⁾、我が国における障害者をとりまく現状は「障害者基本法」の改正等国内の法律²⁾が整備をされてきた。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること。」の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法とする。）」が平成28年に施行されたのもその一つである。それに伴い教育は、共生社会の実現に向け特別支援教育

を一層推し進めている。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）の概要³⁾では、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために不可欠なものである。」として、さらなる特別支援教育の推進と発展が明言された。とりわけ、障害のある子どもが、地域社会の中で豊かに生きることができるよう、地域の人々との交流等を通して生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である

1 琉球大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻

2 琉球大学教育学部

と述べ、障害のある子どもの多様な学びの場の整備と学校間連携の充実が明示されている。特に学校間連携では、地域における中核的な存在としての特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーターとする。）の役割及び通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援の拡充等、特別支援学校が地域において果たす機能を明確に示した。

特別支援学校のセンター的役割は、平成19年「特別支援教育の推進（通知）」において「これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。」を提示し、様々な障害種についての助言等を図るための教職員の専門性の向上と支援体制の整備が示されている⁴⁾。言い換えるならば、各特別支援学校の教職員がもつ専門的な知識の活用を地域の学校から期待されているということである。肢体不自由特別支援学校も自明であり、地域の小中高等学校の子どもたちの障害の特性とその指導方法等についての支援体制を整備しなければならない。安藤⁵⁾は、小・中学校における肢体不自由教育の充実のため「肢体不自由特別支援学校のセンター的機能は、障害の特性や自立活動の指導等を含め、小・中学校での教育成果の蓄積と継承を行うための肢体不自由教育に関する教育資源として担うことが期待されている。」と述べている。

沖縄県における各特別支援学校のセンター的役割も同様であり、地域での特別支援教育の推進に向け、障害のある幼児児童生徒への指導・支援や保護者支援等の教育相談を担っている。沖縄県立総合教育センターが実施している就学相談事業⁶⁾（平成28年）では、特別支援学校が学校及び保護者等からの相談に対応している件数は7,630件であり各学校とも年々増加をしている。しかしながら、「特別支援学校の管理者及びコーディネーター等は、多種・多岐にわたっている相談内容の対応に関し、学校コンサルテーションを視点に入れた支援体制の整備、コーディネーターをはじめ教職員の専門性の向上、大学等を含めた地域の教育資源の活用においては課題を抱えている。」と城間ら⁶⁾は報告している。さらに、インクルーシブ教育システム構築が進められる中、肢体不自由児の通常の学校への就学も増加をしており、肢体不自由特別支援学校のセンター的役割はますます肝要となっている。

以上のことから本稿では、肢体不自由特別支援学校の地域で果たす役割を教育相談活動等から分

析・考察した上で、地域における肢体不自由教育を充実させる肢体不自由特別支援学校のセンター的機能（専門性の向上や域内での連携・協力等）について検討した。

2. 目的

インクルーシブ教育システム構築を進めていく上で、肢体不自由特別支援学校が果たす役割を、対象となる児童生徒数の年次的推移及び特別支援学校が実施する教育相談活動に着目し、今後の肢体不自由特別支援学校でのセンター的機能（専門性の向上や域内での連携・協力等）について分析・考察する。

3. 研究内容・方法

(1) 全国における特別支援学級在籍者数年次推移及び沖縄県における肢体不自由特別支援学級数の現状と課題を分析（文部科学省 学校基本調査）

文部科学省（以下、文科省とする。）は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的として、毎年5月1日付けで学校数、在学者数、教員数、卒業者数、進学者数、就職者数等の調査を実施している。本稿では、インクルーシブ教育システム構築を促進するため、肢体不自由特別支援学校のセンター的役割において、最も関わりが深いと考えられる小・中学校の肢体不自由特別支援学級数及び在籍者数に焦点をあて全国及び沖縄県の年次推移から分析を行う。

①全国特別支援学級在籍者数年次推移（小・中学校肢体不自由学級）

障害のある児童生徒個々の教育的ニーズに対して、その時点で最も的確に答える指導を提供し、同じ場で共に学ぶことを追求していくためには、多様で柔軟な仕組みを整備することが必須である。加えて、インクルーシブ教育システム構築のための多様な学びの場の整備には、地域における支援体制の整備も求められる。その一つとして特別支援学校のセンター的役割がある。特別支援学校の地域支援体制の整備に関係する肢体不自由特別支援学級の現状から、特別支援学校に求められる支援内容・体制について分析・検討する。

②沖縄県肢体不自由特別支援学級数年次推移

前述した内容を踏まえ、沖縄県における肢体不自由特別支援学級の年次推移から、沖縄県の特別支援学校のセンター的役割について分析・検討する。

(2) 沖縄県内における特別支援学校相談活動の推移（沖縄県総合教育センター特別支援教育班 障害児就学相談事業より）

沖縄県立総合教育センター特別支援教育班就学相談事業（以下、就学相談事業とする）とは、乳幼児から高校生までの保護者や担任及びその関係者を対象に特別支援学校の職員が対応する事業である。各特別支援学校が地域の小中高等学校へ展開してきた相談活動の推移から、肢体不自由特別支援学校のセンター的役割の内容とその機能化に向けた体制整備や専門性の向上について分析・検討する。

①特別支援学校相談活動の年次的推移（電話・来校・訪問）

特別支援学校が地域の小中高等学校に対して行った電話・来校・訪問の教育相談活動の年次的推移から、県内における特別支援学校のセンター的役割についての体制や内容等について分析・検討する。

②年度別障害種別相談件数（肢体不自由）の推移

特別支援学校が実施した教育相談活動の内容から、肢体不自由教育に焦点をあて、その年次的推移と前述した沖縄県の肢体不自由特別支援学級数の現状から、肢体不自由特別支援学校に求められる教育相談体制と専門性について分析・検討する。

③障害種別訪問相談件数

小中高等学校に在籍する肢体不自由児童生徒への相談では、実態把握等学校訪問での対応が求められることがある。特に自立活動等の指導においては、児童生徒の実態把握と支援実践は不可欠である。本稿では肢体不自由と知的障害の訪問相談活動の比較検討から肢体不自由教育に要求される専門性と体制整備について分析・検討する。

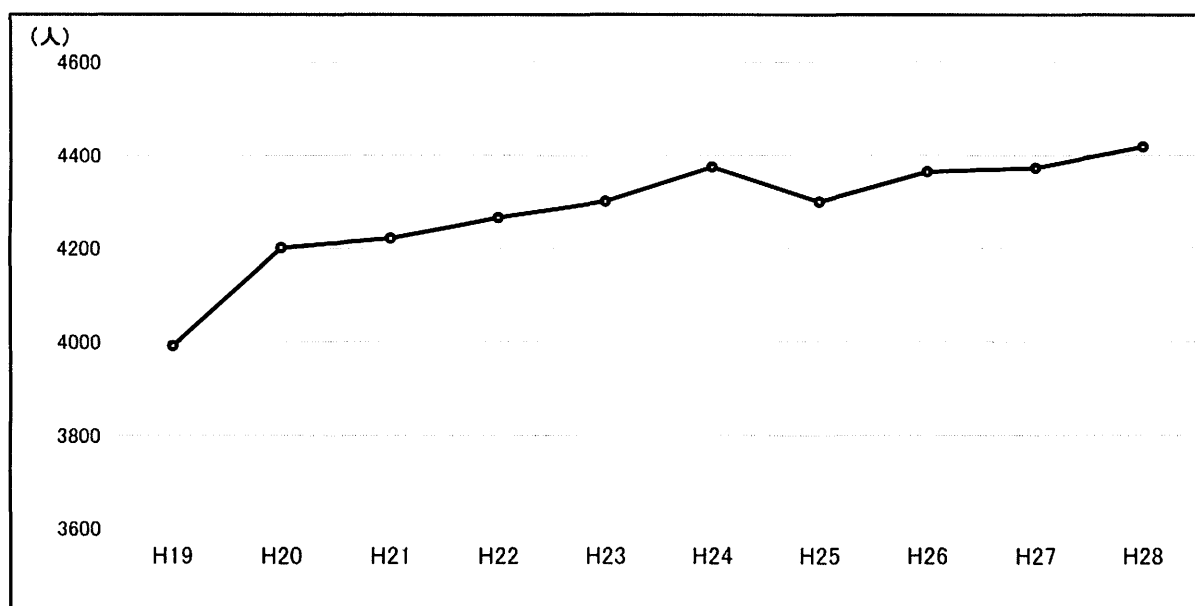


図1 全国特別支援学級在籍者数年次推移（小・中学校肢体不自由学級）（文部科学省 学校基本調査）

4. 研究結果・考察

(1) 全国及び沖縄県の特別支援学級在籍者数年次推移の現状と課題を分析（文部科学省 学校基本調査）の結果と分析

①全国における特別支援学級在籍者数年次推移の現状と課題

図1は、全国における特別支援学級在籍者数の年次推移の結果である。平成19年特別支援教育が本格的に実施されてからはほぼ年次的に増加をしている。特に特別支援教育がスタートした平成19年度から平成20年度にかけては約200人

の増加が見られる。これは障害のある児童生徒の教育が特別支援教育の対象として認識され、通常の学級に在籍していた障害のある児童生徒が、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を特別支援学級での教育として受容したためだと考察できる。さらに、各都道府県が特別支援教育の推進に向け、特別支援教育への理解や障害に関する特性や指導方法等、教職員の専門性の向上を図った結果、コーディネーターの就学相談への対応、担任等の保護者支援が充実をしてきたためだと考えられる。一方、特別支援教育の対象児童についての

周知に伴い、障害特性に応じた指導・支援がなされないまま二次的な障害を引き起こした通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒が、特別支援学級に措置をされた事例も少なくないと推察できる。江田ら⁸⁾の特別支援教育移行期における通常学校の教員への意識調査においても、これまで障害のある児童への指導経験がある教師であっても、発達障害等に関する対応には指導実践や専門知識に自信が持てず「不安と負担感等」否定的、消極的な意識を持っているとの報告もある。つまり通常の学級で支援されるべき児童生徒が、教職員の発達障害に関する指導・支援への専門的な知識の不足により、通常の学級での対応が困難となり特別支援学級で就学していることが示唆される。特別支援学校のセンター的役割には、発達障害に関する障害特性への理解と具体的な指導・支援方法についての専門的な知識の提供が必要不可欠であると考えられる。

平成25年度僅かではあるが特別支援学級在籍者数が減少している。その理由として平成24年度「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告⁴⁾が影響していることが推測できる。共生社会の実現のためには「障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。」とした合理的配慮の提供や、「特別支援教育に関連して、障害者理解を推進すること

により、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。」等、就学先決定の仕組み、早期からの教育相談体制の提示により、学校や教育委員会が障害のある児童生徒を通常の学校に受け入れなければならないとの見識から減少に繋がっていると考える。しかし平成26年度からは再度増加をしている。その背景として多様な学びの場の連続性及び障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供への理解が十分に行われず、「配慮の名の下での排除」が行われているのではないかと考えられる。

以上のことから、今後特別支援学校が地域での特別支援教育を推進し、インクルーシブ教育システムを構築していくためには、障害に関する基礎的・基本的な事項の理解を促し、さらに、具体的な指導・支援に結びつけられるような専門性の向上と支援体制の整備に関する助言等が要求されてくる。

②沖縄県肢体不自由特別支援学級数年次推移

沖縄県における平成24年度から平成28年度までの肢体不自由特別支援学級数の年次推移を図2に示した。平成24年度と比較し平成25年度は微少ではあるが減少している。前述した全国における特別支援学級在籍者数の変容と類似していることから、県内においてもインクルーシブ教育システム構築の報告が作用していると考えられる。県教育委員会は、平成19年度の特別支

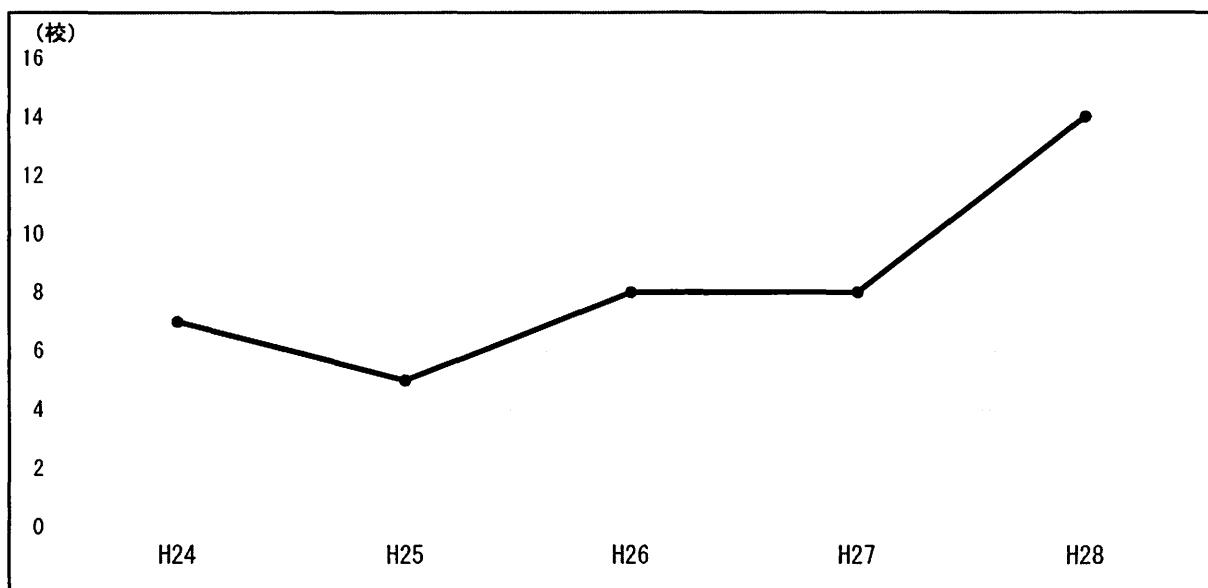


図2 沖縄県肢体不自由特別支援学級年次別推移 (文部科学省 学校基本調査)

援教育の開始にあわせ、平成16年度から特別支援教育体制整備事業を立ち上げ、県内の特別支援教育の推進に向け取り組んできた。さらに、インクルーシブ教育システム構築の報告にあわせ、これまでの特別支援教育のさらなる推進を図ることを目的にインクルーシブ教育システム整備事業を立ち上げた。インクルーシブ教育システム整備事業は、①全ての学校における特別支援教育の推進②全教職員の特別支援教育にかかる指導の改善充実③関係機関との連携による幼児児童生徒への支援の充実を掲げ、管理職研修、コーディネーター研修、発達障害研修等教職員の専門性の向上を図ってきた。併せて学校支援にも取り組み地域における特別支援教育体制整備を図った。その一方、発達障害以外の障害に関する研修及び体制の充実については、特別支援学校のセンター的機能に任されている。肢体不自由特別支援学級の専門性の向上についても同様であり、肢体不自由校教育に関する県での研修内容は皆無に近く、小中高等学校に在籍する肢体不自由児の教育については、肢体不自由特別支援学校の教育相談及び関係機関等との連携にて担っていると考えられる。県での専門性向上研修の設定と同時に、肢体不自由特別支援学校は地域で果たすセンター的役割についてのニーズを明確にし、小中高等学校が求めている内容を提供していくことが期待される。分藤⁹⁾は、「小・中学校の肢体不自由に関わる教職員の全てが、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、指導及び支援内容の質を一層充実していくことが求められている」と述べ、身体の不自由のみならず、肢体不自由児の認知の特性に基づく学習困難への気づきと理解を促す支援が重要だとしている。肢体不自由特別支援学校のセンター的役割においては省略することのできない項目である。特に島嶼県である沖縄県は、平成28年度から教育的ニーズがあるならば1人から特別支援学級が設置できるとした。肢体不自由特別支援学級が平成27年度と比較し平成28年度に2倍になった理由は一人学級設置によるものだと考える。共生社会の実現のため今後も肢体不自由特別支援学級の増加が見込まれることから、肢体不自由特別支援学校でのセンター的機能には支援体制等の環境の整備、学習保障のための指導・支援方法の専門的知識の充足が至要たるものと考察できる。

(2) 沖縄県内における特別支援学校相談活動の推移（沖縄県総合教育センター特別支援教育班 障害児就学相談事業より）

①特別支援学校相談活動の年次的推移（電話・来校・訪問）

県内特別支援学校における教育相談活動の年次的推移を、電話、来所、訪問に分けて示した（図3）。平成19年の特別支援教育のスタートを皮切りに、特別支援学校への教育相談数は増加の一途をたどっている。平成19年度の2000件余から平成28年度は7000件余となり約3倍を示している。特別支援学校のセンター的役割が「特別支援教育の推進（通知）」において明示されたことから、地域の小中高等学校の教職員が、特別支援学校の教育相談に対し、発達障害等の障害特性や具体的な指導・支援への助言等について期待し、特別支援学校のセンター的機能を活用していることが考えられる。かつインクルーシブ教育システムの構築において域内の特別支援教育の一層の推進を図るため特別支援学校は、「小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。」「域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。」とセンター的機能が明確に示され、そのため特別支援学校の教職員の専門性の向上を図る必要性も提示されている。文科省初等中等教育局特別支援教育課の「平成27年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する調査について」¹⁰⁾の報告によると、小・中学校からの相談内容は①指導・支援にかかる相談・助言②障害の状況等に係る実態把握・評価等③就学や転学等に係る相談・助言等が主な内容になっている。障害種別においては知的障害、自閉症・情緒障害、ADHD、LDの相談が主要であるが、肢体不自由に関する相談もその次に多いと言える。図3に示された平成25年度からの急激な相談件数の変化は上述したことが反映されていると考察できる。さらに調査結果から地域からのニーズに応えるため、9割の特別支援学校が校内での支援体制を整備し、特別支援教育に関する情報提供機能や

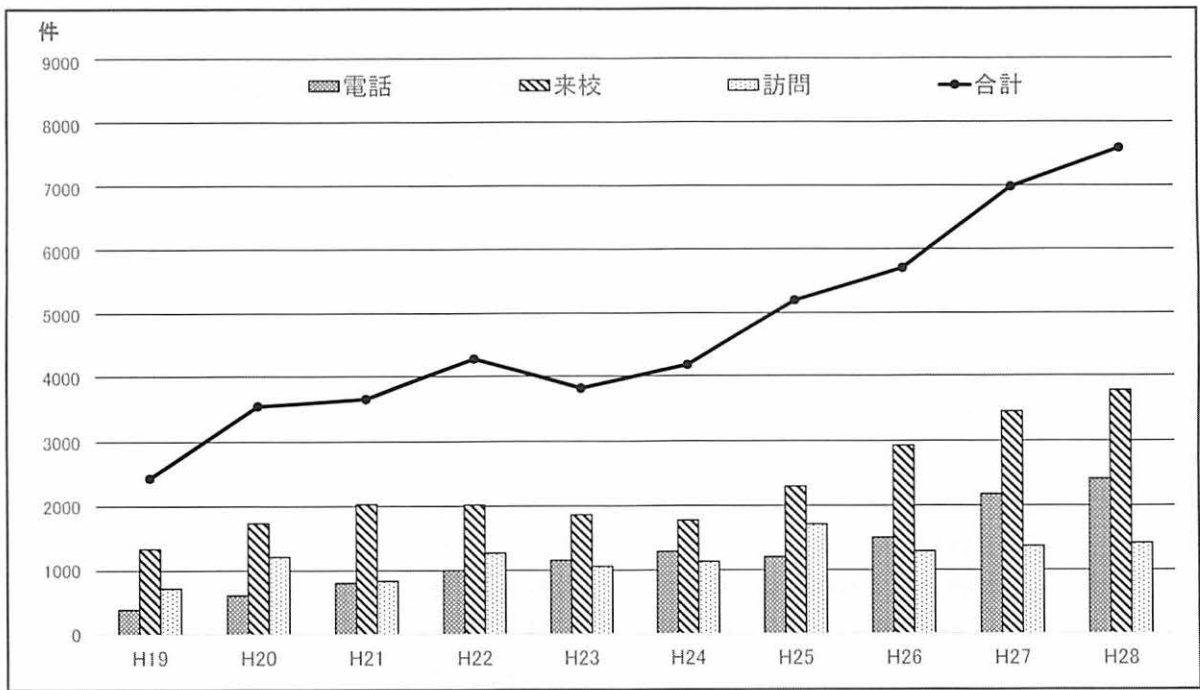


図3 沖縄県における特別支援学校の相談活動の推移 (沖縄県総合教育センター特別支援教育班 障害児就学相談冊子より)

研修協力機能を発揮している。センター的機能の周知や地域の特別支援教育の推進を図る専門性の向上に努めていることが窺える。しかしながらセンター的機能実施上の課題として「地域の相談ニーズに応えるための人材を校内で確保すること」「多様な障害に対する教職員の専門性を確保すること」が挙げられている。杉野¹¹⁾も、「限られた人数の特別支援教育コーディネーターを中心とした地域支援体制から、いかにマンパワーを活用してより地域の要請に幅広く応えるか」「特別支援学校として組織的・計画的に地域支援体制を再構築するかは、今日的な地域連携に関する学校組織マネジメントの課題である」と述べている。今後特別支援学校が地域での特別支援教育を推進していくには、校内における支援体制の整備と全ての教職員の専門性の向上のため、管理職のリーダーシップの基での組織的・計画的な取組が肝要であると考えられる。

②年度別障害種別相談件数(肢体不自由)の推移

特別支援学校における肢体不自由に関する年度別相談件数の推移を示した(図4)。相談件数の推移に多少の増減はあるものの年次的に増加をしている。特に平成24年度報告があった「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」以降は、その増加の幅が大きく平成25年度は急激に増加をしている。その相談形態では特別支援学校が地域の学校に訪問して行う相談件数が半数を占めている。平成26年度は減少をしたが、平成27年度、28

年度はともに増加をしている。インクルーシブ教育システム構築において重要な位置付けになった特別支援学校のセンター的役割の理解が進み小・中学校での共生社会の実現に向け、特別支援教育の推進を図ってきた結果だと考えられる。前述した県内肢体不自由特別支援学級の増加もその要因の一つであると言える。

安藤⁵⁾は、小・中学校における肢体不自由教育の現状を「肢体不自由学級に在籍する児童生徒がきわめて少ない。そのため地域における肢体不自由に関する教育資源の絶対的な不足を指摘すると共に、肢体不自由教育の維持・継承とそれに基づく専門性の確保が困難である」と述べ、小・中学校の肢体不自由教育資源の脆弱性を課題として挙げている。言い換えるならば、前述した県内の肢体不自由特別支援学級が増加していることやインクルーシブ教育システムの構築に伴い、肢体不自由児に関する教育について特別支援学校のセンター的役割に依存している小・中学校もあることから、その相談件数の増加に繋がっていると考えられる。さらに、小・中学校の肢体不自由特別支援学級への支援として特別支援学校が果たす役割については①知覚や認知機能等脳性まひに関する障害特性への理解②肢体不自由の教科指導では密接な関係がある自立活動の指導に関する理解の支援が要求されている。分藤⁹⁾は小・中学校における肢体不自由教育では指導・支援の内容を一層充実させていくため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の質的向上と活用を目指していくことが

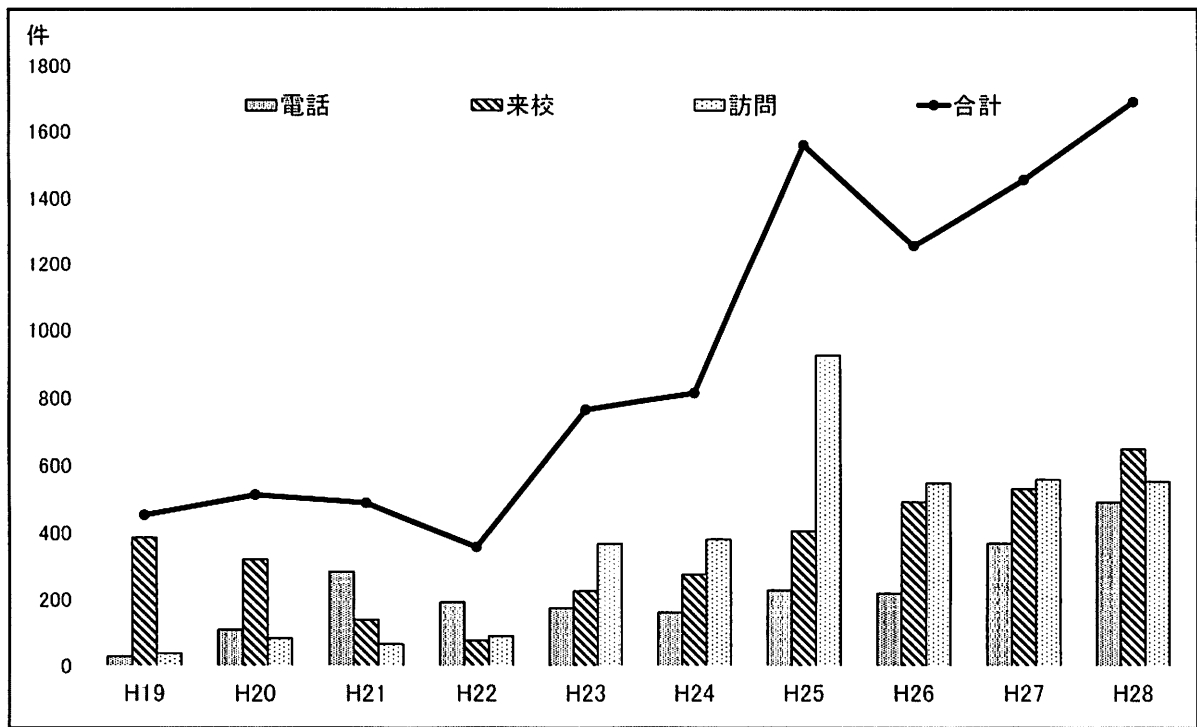


図4 年度別障害種別相談件数（肢体不自由）の推移（沖縄県総合教育センター特別支援教育班 障害児就学相談冊子より）

重要だと述べている。換言するならば、肢体不自由特別支援学校は、障害のある児童生徒個々の教育的ニーズを踏まえた上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導・支援についての専門的知識と体制整備のためのマネジメント力が求められていると考察できる。これは肢体不自由の教育相談において訪問相談が増えていることへも関連している。以上のことから、小・中学校の肢体不自由教育の質の向上を目差し、特別支援学校の教育相談では、小中高等学校への学校コンサルテーションが求められていると言える。

③障害種別訪問相談件数

県内特別支援学校の訪問相談件数について、最も相談件数が多い知的障害と肢体不自由について比較検討を行った（図5）。特別支援教育が本格的に始まった平成19年度から平成22年度までは知的障害が肢体不自由を上回っている。平成23年度からは肢体不自由が逆転し、訪問した件数が多くなっている。長沼¹²⁾（平成25年）は、肢体不自由特別支援学級における課題を以下のよう示している。

- ・児童生徒の実態や障害特性を踏まえた指導の専門性
- ・連携・協働による肢体不自由特別支援学級の指導を支えるシステムの整備

を挙げ、肢体不自由特別支援学級の専門性を高めるためには関係機関を含めた特別支援学校との連携・協働の整備を必要な項目として提示してい

る。県内での肢体不自由に関する訪問相談件数の増加は、特別支援学級担任が肢体不自由の児童生徒への指導・支援について特別支援学校との連携・協働を求めた結果であると言える。

以上のことから、肢体不自由特別支援学級では児童生徒の多様な実態に合わせた教科指導や交流及び共同学習の設定が重要であり、そのための環境整備や合理的配慮が不可欠であると言える。また、肢体不自由特別支援学級の担任等肢体不自由教育に携わる教職員への専門性の向上を計画的・組織的に実施していくことが大きな意味を持つと言える。つまりインクルーシブ教育システム構築における肢体不自由特別支援学校と小中高等学校の学校間連携の推進が、地域における肢体不自由教育の資源の担保に繋がり、ひいては小・中学校における肢体不自由教育の専門性の向上を継続していくことができると考える。学校間連携での特別支援学校は中核的な存在となり、小・中学校をリードしていかなければならない。そのためにも肢体不自由特別支援学校の教職員全てが専門的な知識を高め、地域の肢体不自由教育を牽引していくという意識を持つことが大切である

5. 総合考察

平成19年度、特別支援教育が推進されて以来、特別支援学校のセンター的役割は地域においてますます重要になっている。とりわけ共生社会の実現のためのインクルーシブ教育システム構築

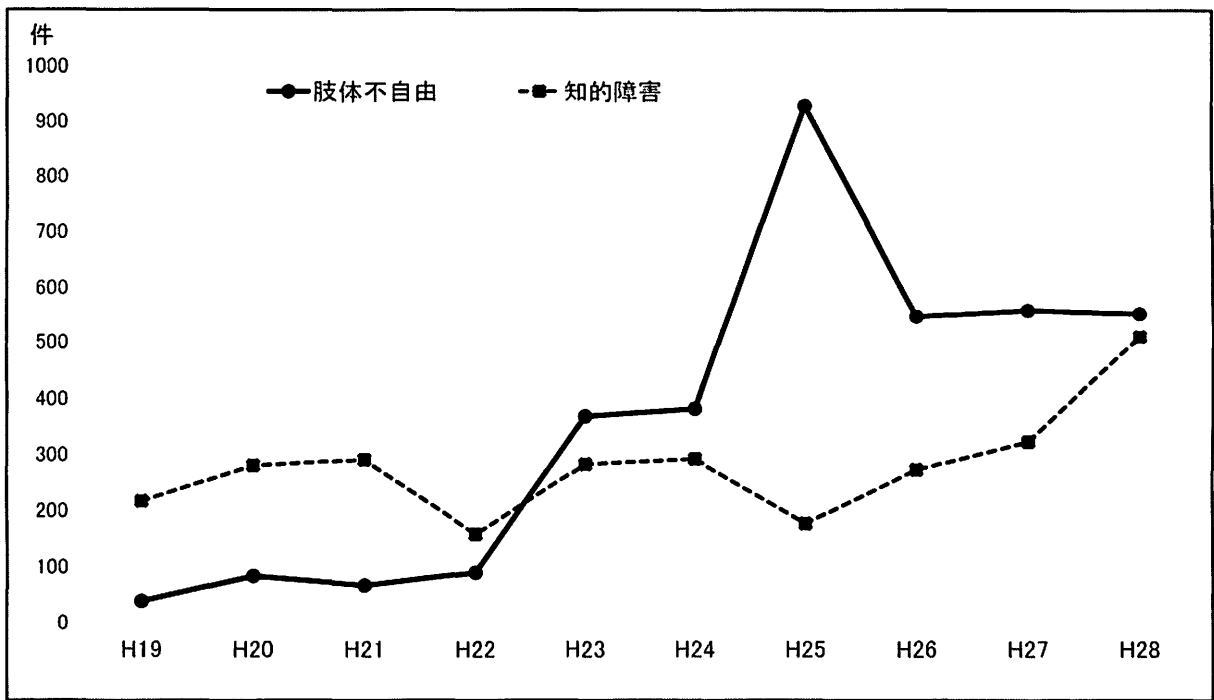


図5 障害種別訪問相談件数（肢体不自由・知的障害）の推移（沖縄県総合教育センター特別支援教育班 障害児就学相談冊子より）

における小中高等学校への助言等の支援機能は、域内の特別支援教育に関する専門性の向上や支援体制の整備に繋がっているといても過言ではない。

一方、特別支援教育の対象児童生徒の周知や就学を含めた特別支援教育体制整備等が進むことで、特別支援学校及び特別支援学級・在籍者数が増加を示していることが窺えた。肢体不自由特別支援学級も同様であり、年々増加の傾向を示している。しかしながら、肢体不自由特別支援学級における指導・支援が、障害のある児童生徒個々の教育的ニーズに応じ、継続的・計画的に実践がなされているとは言いがたく、域内での肢体不自由教育の専門性の向上を図り、教育資源の担保として十分でないことが示唆された。それゆえ、特別支援学校のセンター的機能について再構築を行い、小中高等学校を含めた域内の特別支援教育の推進をインクルーシブ教育システム構築の促進を視野に入れ取り組んでいくことが肝要となる。

肢体不自由特別支援学校においては、小中高等学校のニーズを把握した上での支援機能を発揮することが求められる。肢体不自由教育に関する小・中学校の課題は、障害特性の理解とそれに応じた指導・支援並びに地域の教育資源の活用のための学校間連携・協働が挙げられる。つまり、肢体不自由特別支援学校は、通常の学級の発達障害等への支援を含めた対応は無論のこと、肢体不自由児の教育全般に関する助言や小・中学校の肢体

不自由教育の専門性を高めていかなければならないと言える。通常学校における肢体不自由教育では、身体の不自由さに目が行きがちであるが、特別支援学校からのアドバイスでは、身体の動きの困難さだけでなく、学習を困難にしている認知の特性に留意した支援も重要であると言える。さらに、「十分に学ぶ」「共に学ぶ」ための支援体制を整備することも忘れてはならない。支援体制の構築においては地域の教育資源を勘案し、児童生徒個々の教育的ニーズに対応していかなければならない。特別支援学校が域内で支援体制を構築していくためには、校内外での支援体制をシステムとして機能させることが必須となろう。この件に関する特別支援学校の支援体制におけるシステムの機能化については別稿にて述べることにする。

以上のことを踏まえ、今後インクルーシブ教育システム構築の推進のためには、特別支援学校が自校の障害に関する専門性を高め、地域における推進役としてセンター的機能を推し進めていくことであると考え。

謝辞

調査資料を提供していただいた沖縄県立総合教育センター特別支援教育班岡越猛班長ほか中山充雄主任指導主事をはじめ指導主事の方々には深謝いたします。

沖縄県の特別支援教育の推進のため、今後も本研究の発展に邁進して参ります。

引用・参考文献

- 1) 外務省 「障害者権利に関する条約（通知）」
平成 26 年 1 月 30 日
- 2) 文部科学省「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について（通知）」平成 27 年 11 月 26 日
- 3) 文部科学省初等中等教育局 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について（報告）」平成 24 年 7 月 23 日
- 4) 文部科学省初等中等教育局 「特別支援教育の推進について（通知）」平成 19 年 4 月 1 日
- 5) 『小・中学校における肢体不自由教育の充実と特別支援学校への期待』 安藤隆男（平成 26 年）日本肢体不自由児協会 217 p10-15
- 6) 障害児教育相談事業 就学相談事業』沖縄県立総合教育センター特別支援教育班（平成 28 年）p15-18
- 7) 『特別支援学校における専門性向上のための連携を重視した体制の構築— 特別支援教育コーディネーター資質向上プログラム開発の可能性 —』 城間園子、緒方茂樹（平成 28 年）琉球大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻紀要 第 1 集 p91-100
- 8) 『特別支援教育への移行期における小学校教員の意識調査』江田祐介 小野 次朗 武田 鉄郎 山崎由可里（2009）和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No.19 p47-54
- 9) 『小・中学校等における肢体不自由教育の推進と障害者制度改革』分藤賢之（平成 26 年）日本肢体不自由児協会 217 p4-9
- 10) 文部科学省初等中等教育局 「平成 27 年度特別支援学校の勢多一的機能の取組に関する状況調査について（報告）」平成 29 年 3 月 7 日
- 11) 『特別支援学校における学校組織マネジメントの実際』 杉野学（平成 29 年）ジアース教育新社 p237
- 12) 『肢体不自由特別支援学級の現状と課題—全国調査の結果を踏まえて—』 長沼俊夫（平成 25 年）日本肢体不自由児協会 208 p12-17